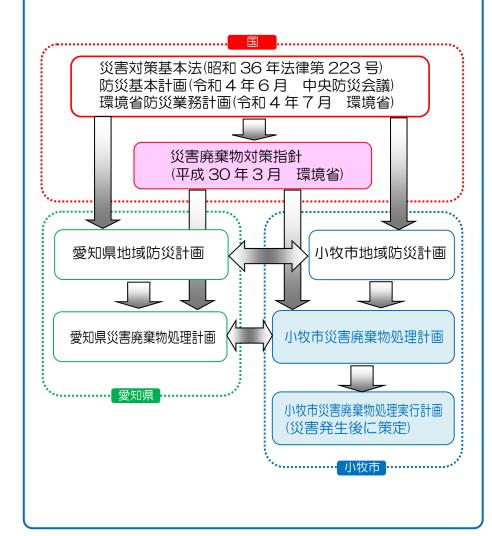
# 小牧市災害廃棄物処理計画(概要版)

# 計画の概要

## 目的・位置付け

本計画は、地震等により発生する膨大な災害 廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に住民 の生活基盤を復旧・復興させるとともに、生 活環境の改善を図るため、災害廃棄物処理に 関する本市の基本的な考え方、処理方法や処 理手順を示したものです。





#### 被害想定

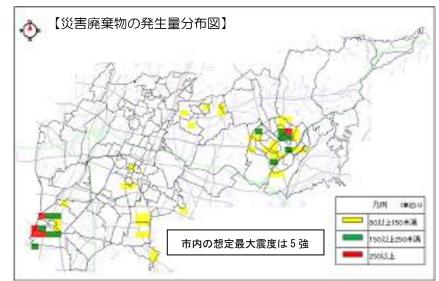
本計画では、愛知県災害廃棄物処理計画に基 づき、南海トラフ地震の「過去地震最大モデ ル」を想定災害とします。

《南海トラフ地震「過去地震最大モデル」》

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に発 生した以下の5地震を重ね合わせた地震

1707 年 宝永地震 1854 年 安政東海地震 1854 年 安政南海地震

1944年 昭和東南海地震 1946年 昭和南海地震



## 対象とする災害廃棄物等

本計画において対象とする廃棄物等は、「被災者の 生活に伴う廃棄物」及び「災害によって発生する廃 棄物等」に大別し、収集後の中間処理や再生利用を 考慮して、可能な限り選別します。

廃棄物	特 徴
被災者の生活に伴う廃棄物	家庭や避難所から発生する廃棄物(生活ごみや避難所ごみ、粗大ごみ等、し尿)
災害によって 発生する廃棄 物等	地震や火災に伴って発生する廃棄物(可燃物、コンクリートがら、廃家電、有害廃棄物 等)

#### 処理の業務概要

#### 被災者の生活に伴う廃棄物

- ■初動期(発災後7日程度まで)
  ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
- 移動可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入
- 補修体制の整備、必要敷材の確保
- ・収集方法の確立・実施・周知・広報
- ・ 収集状況の確認・ 支援要請
- ・生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保
- ・収集処理体制の確保、施設稼働状況に合わせた分別区分の決定
- 感染性廃棄物への対策
- ・仮設トイレ(簡易トイレを含む)、消臭剤や脱臭剤等の確保
- し尿の受入施設の確保
- ■応急対応(前半)(発災後3週間程度まで)
- ・ごみ焼却施設等の補修・再稼働、ごみ収集・処理体制の見直し
- ・仮設トイレの管理、し尿の収集・処理、使用方法、維持管理方 法等の利用者への指導
- ■応急対応(後半)(発災後3か月程度まで)
- ・ 収集処理体制の見直し
- ■復旧・復興(発災後1年程度まで)
- 避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴い仮設トイレの撤去

#### 災害によって発生する廃棄物等

- ■初動期(発災後7日程度まで)
- 自衛隊等との連携
- ・市内全域、交通状況、収集ルート等の被災状況確認
- 通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去
- ・ 収集運搬体制の確保・実施
- ・仮置場の確保、設置・管理・運営等
- 有害廃棄物・危険物への配慮
- ・災害廃棄物の選別・処理
- ・各種相談窓□の設置、住民等への啓発広報
- ■応急対応(前半)(発災後3週間程度まで)
- ・災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計
- 実行計画、処理方針の策定
- ・ 仮置場の確認、集約等
- ・ 倒壊の危険性のある建物の優先解体
- 有害廃棄物・危険物の優先的回収
- 腐敗性廃棄物の優先的処理
- ■応急対応(後半)(発災後3か月程度まで)
- 広域処理する際の輸送体制の確立
- ・解体が必要とされる建物の解体
- ・被災自動車の移動(道路上などは前半時に対応)

#### ■復旧・復興(発災後1年程度まで)

- ・広域処理する際の輸送体制の確立
- 仮置場の集約・復旧・返却
- 仮設処理施設の解体 撤去
- 最終処分の実施

# 2 災害廃棄物の処理

## 災害廃棄物の発生量推計

- ●被災者の生活に伴う廃棄物
- (1) 生活ごみ・避難所ごみ

避難者数がピークとなる発災1週間後(4,328人)と、通常の状態に戻りつつある発災1か月後(99人)で発生量を見込み、避難所ごみは、段ボールや容器包装等が増加することから、通常の生活ごみと比較すると1人当たり1、3倍になると見込んでいます。

(2)粗大ごみ等(粗大ごみ・破砕ごみ)

令和元年度排出量ベースで、発災後から3か月の間では通常の3.3倍(3,530 / 、)、3か月から半年では1.5倍(1,638 / 、)、半年から1年では1.1倍(2,494 / 、)に増加すると見込んでいます。

●災害によって発生する廃棄物等

- XIIII ON A WILL ON A WIL				
区分・品目等		発生量(t)	処理方法	
災害によって発生する廃棄物等の発生量		26,722		
選別前	可燃物	3,186		
医加制	不燃物	23,536		
	可燃物	2,304	再生利用できないものはエコルセン ターで溶融処理	
選別後	不燃物	2,490	可燃物と同様。但し、いずれかの処 理に適さないものは埋立処分	
	柱角材	278		
	コンクリートがら	20,391	再生処理施設で再資源化	
	金属	1,259		
仮置場の必要面積(m)			7,231	

※発生量は愛知県災害廃棄物処理計画の推計方法により算定

#### し尿処理

#### し尿の発生量

■し尿の発生量については、愛知県が示した算出方法に基づき、以下のと おりとなります。

#### 【発災後1週間】

発生源		1 米/ / 1 \	原単位	発生量(kl/日)		
		人数(人)	(ℓ/人・日)		汲取り槽	仮設トイレ
1	汲取り対象世帯	2,679	2.24	6.00	6.00	
2	避難所	4,328	2.24	9.69		9.69
3	断水世帯	12,489	2.24	27.98		27.98
	合 計	19,496		43.67	6.00	37.67

■原則し尿の収集運搬許 可業者とし、不足する 場合は、協定に基づき 浄化槽汚泥の収集運 搬許可業者とも委託 契約の締結を検討し ます。

#### 【発災後1か月】

2,0,4,2,1,0,52						
発生源		1 米/ ( 1 )	原単位	発生量(kl/日)		
		人数(人)	(0/人·日)		汲取り槽	仮設トイレ
1	汲取り対象世帯	2,834	2.24	6.39	6.39	
2	避難所	99	2.24	0.22		0.22
3	断水世帯	0	2.24	0.00		0.00
	合 計	2,933		6.61	6.39	0.22

■原則クリーンセンターで処理を行うものとしますが、状況に応じて、他地方自治体及び民間事業者並びに下水道処理施設に依頼します。また、浄化槽汚泥の受入制限等も検討します。

# 水害廃棄物の発生量推計

●ごみ

組成別災害廃棄物発生量						合計	うち
可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂		片づけ ごみ量
42	36	29	67	4	38	216	134
※発生量は愛知県災害廃棄物処理計画より引用							

● し尿 (被害想定範囲における仮設トイレ等)(k1/円)

被害想定範囲	想定排出日量			
庄内川水系新川(大山川)	7.07			
庄内川水系庄内川	3.40			
木曽川水系木曽川	32.95			

■水害廃棄物は腐敗が早いため、適切な保管と早期の処理が必要となる。

(千t)

■大規模な被災の場合は、震災廃棄物処理と同様に行う。

# 収集運搬

- ■生活ごみ・避難所ごみ及び粗大ごみ等(粗大ごみ、破砕ごみ)は、原則として平常時の体制によって収集運搬を行います。
- ■最優先して収集すべきごみは、可燃ごみ(腐敗性廃棄物)及び損壊家屋から 多量に発生し、生活に支障をきたす恐れのある粗大ごみ等とし、以降、各自 若しくは仮置場等でも保管できる粗大ごみ、破砕ごみ、資源とします。
- ■事業系ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とします。

#### 仮置場

- ■大規模災害時においては、大量に発生する災害廃棄物を速やかに生活圏域から移動する必要があるため、これらの保管・処理を行う仮置場を設置します。
- ■本計画が想定する災害廃棄物の発生量から推計すると、仮置場に必要な広さは7,231㎡となり、有効利用面積約13,200㎡を有する「小牧ヶ丘処分場跡地(大草字年上坂)」を候補地とします。なお、被災状況によっては、道路障害物等の仮置場や臨時ごみ集積場など、必要に応じて災害廃棄物発生場所付近に一時的な仮置場を設置します。

#### 処 理

- ■選別後の「可燃物」及び「不燃物」については、原則エコルセンターで、平常時の処理と並行して溶融処理するものとしますが、状況に応じて、県内での広域処理や他地方自治体及び民間事業者での処理を検討します。
- ■選別後の「柱角材」、「コンクリートがら」、「金属」のみならず、「可燃物」及び「不燃物」についても可能な限り分別し再利用を図ることで、災害廃棄物の8割以上をリサイクルします。

### 最終(埋立)処分

■選別後の不燃物2,490½のうち、エコルセンターで溶融処理又は、再生処理施設で再資源化できないものは埋立処分を行います。